

## 第 13 回 第 2 次日野市立図書館基本計画策定委員会 議事概要

■日 時：平成 25 年 3 月 1 日(金) 15 時 00 分～17 時 00 分

■場 所：市役所 502 会議室

■出席者：田中委員、野田委員、山岡委員、松尾委員（委員長）、大杉委員、  
増子委員（副委員長）、長崎委員、宇津木委員（館長）  
（事務局）鬼倉、清水、佐々木、原、星

■欠席者：窪川委員、廣澤委員

### 1. 開会

- ・事務局より配布資料の確認

### 2. 第 12 回委員会の議事録について

- ・各委員の承認を得た。

### 3. パブリックコメントの検討(2)

委員長：前回の続きと事務局が作った回答案をさらにご検討いただきたい。

連番 26「第 4 章計画の内容(2-2)パソコンの電源使用、持込パソコンの利用ができる環境の整備」というご意見について。事務局から現状の説明をお願いしたい。

→（事務局）電源については、各図書館で 1 か所以上提供している。市政図書室に電源はないが、持込で使っている方はいる。

副委員長：中央図書館のレファレンスルームは 1 人 1 人のデスクがある。そこに電源はあるのか。

→（事務局）電源専用席という大きなテーブルがある。個別の席ではない。

副委員長：パソコンをノート代わりに使う事も多いので、個人机にタップがある方がよいのではないかと。考えとして電源を引く事は可能か。図書館の発想として支障があるかどうか。

→（事務局）個人机は狭い。配線が必要となる。

副委員長：スペースやお金の事ではなくて、考え方で問題があるならば考えなくてもよいが、お金の事だけならば、そういう方向で考えていくと回答できる。

→（事務局）すべての席にそういう対応するという事か。

館 長：個人机の全部でなくてもよいから、2 台か 3 台持ち込んだ人が専用に調べ物をできるかどうかという事。

委員①：世の中パソコンを持ち歩く時代。費用だけの問題で改善ができるなら、図書館でも自由にパソコンを使えるスペースを増やしていく方がいいのではないかと。

委員②：パソコンと図書館が本来持っている機能とどう結びつくのか。関係ないのでは。

副委員長：図書館で調べ物をして、パソコンをノートのように使っている。

委員②：図書館の本を使わずに勉強している人にも図書館としてサービスしなくてはいけないのかという思いがある。そういう類ではないかと。

副委員長：パソコンに限らず図書館をスペースとして使う事について、市議会にも質問が出ている。それとは違う問題。

館 長：各図書館で実施しているが、さらに拡充していく事を視野に入れて検討していく。

委員長：使える環境にはあるが、さらに拡充していく方向で検討していく、と回答。

副委員長：タブレットを導入している小学校もある。パソコンは 1 つのツールでしかない。

委員長：パソコンやタブレットもいろいろな使い方があるので、図書館もそれに対する多様なサービスを展開していく、という事ではないか。

委員長：連番 27「第 4 章計画の内容(2-2)パソコン席をすべて立ち席にする」というご意見について。立ってパソコンは利用しづらいと思う。ご意見に対する回答としては、座ってパソコンを利用する環境を提供したいと加えればよいと思う。

委員長：連番 28「第 4 章計画の内容(2-4)共同保存システム」についての回答。

→(事務局)多摩地域の自治体との連携の中で進めて行きたい。

副委員長：現在、公文書の関係はどんな流れか。共同保存のような話はあるのか。

→(事務局)東京都市長会でも多摩地域で共同の公文書館を作り、広域で保存していくという提言が出されたことがあったが、具体的な動きはない。福岡県では県と市町村の共同公文書館が昨秋オープンした。日野市では、公文書の保存は本庁舎内の書庫と旧平山台小の書庫に分かれている。今後の保存をどうするのかは庁内の公文書 P T で検討しているが、まだ結論は出ていない。

副委員長：古文書の保存はどうするのか。

→(事務局)庁内の公文書 P T で検討しているのは、現在廃棄されようとしている公文書をどう保存していくか。古文書類は郷土資料館で保存している。

委員長：自治体との連携で進めていきたい、と回答。

委員長：連番 29「第 4 章計画の内容(3-1)職員の育成について」、はいかがか。

→(事務局)図書館としても重要な課題と考えているので、図書館内部で職員の研修についての委員会を設け検討を進めている。職員の専門性を高めるよう進めていく、と回答したい。

委員①：図書館職員の採用は、市役所の一般の職員としての採用で異動があるのか、司書専門として採用でずっと図書館に専門職員としているのか、混合で 2 つのケースの方がいるのか。

→(事務局)混ざっている。採用時に専門試験を受けている職員もいる。そういう職員は原則異動しない。本庁から図書館に異動し、その後資格を取っている職員もいる。司書の資格を持った人を採用したが、図書館だけにいると市役所全体の仕事の流れが見えないという事で、しばらく市役所の業務にも関わってもらおうという場合もある。

館長：事務職として採用され、資格を持っていて図書館職場を希望して配属されている場合が多い。市役所の中の 1 つの組織という事もあり、異動もある。今後専門的な知見を持った司書を育成するためにも、市役所の業務を学んだ後図書館に戻ってきてもらい、図書館の業務に従事できるように人事担当部署と話をしている。

副委員長：連番 29 の方のキーワードは『児童図書館員』。東京都では児童サービスのための訓練や研修は実施しているのか。

館長：都立図書館や館長協議会の研修に参加したり、各市の児童サービス担当の連絡会で意見交換等をしたり勉強してもらおう形もある。

副委員長：回答は、子どもに触れる形で書いてもらおうといいと思う。子どもに対する読書案内や読書指導については、第 2 次子ども読書活動推進計画に載っているか。

委員長：日野市の図書館の中には児童奉仕グループがある。児童サービス担当者が集まり活動計画や研修をしている、と入れる。

委員①：第 2 次子ども読書活動推進計画に基づき、学校と連携しながら進めていきます、としてはどうか。縦割りにならずに協力していくというのが大事。

委員長：連番 30「第 4 章計画の内容(3-1)職員の育成について」のご意見も、回答としては同じものになるので、合わせて回答でもよい。

委員長：連番 31「第 4 章計画の内容(4-2)市政図書室の拡張」について。

→(事務局)市役所自体の建ぺい率が限界で、建物としては拡張する余地がない。他の施設の書庫などを活用している。

副委員長：書庫スペースの事を言っているのではないと思う。市政図書室としての役割の事を言っていると思う。回答としては、課題と認識しているので今後も検討していく。

委員長：連番 32「第 4 章計画の内容(4-2)市刊行物の納本制度」について。第 1 次基本計画の中にあっただか。

→(事務局)第 1 次基本計画にも入っていた。納本制度も、図書館の規則の中に位置づけて市の刊行物を納本してもらう方法と、市の文書管理規則や刊行物の規程の中に刊行物は図書館に納本することを盛り込む方法の二通りのやり方がある。図書館の規則に入れても、庁内に浸透・徹底させることは難しいので、市全体の文書管理規則や刊行物規程に、刊行物は図書館に何部納本する、公文書館機能を担当するセクションには何部納本するという条項を加えたいと、文書担当部署と協議しているところ。

副委員長：納本しない部署があるならば、話を進めるようにしたい。

委員②：市が刊行物を出す場合、文書係に登録するのか。

→(事務局)日野市には刊行物の登録制度はない。東京都には刊行物の登録・納本制度がある。調布市や町田市でも同様の制度が要綱で定められている。

委員②：文書係がいるなら、何が刊行されているか把握できる。すべてが図書館へ届かないことが問題となっている。

副委員長：内部印刷ではなく、委託や外注で担当課契約になると文書係では把握できない。

委員長：素案 21 ページの進行表に平成 25 年度準備平成 26 年度実施としているので、進行表に従って制度化していく、という回答でよいのでは。

委員長：連番 33「第 4 章計画の内容(4-2)公文書館機能の整備」についてのご意見。公文書の保存年限は図書館の担当ではない。図書館としての回答は。

→(事務局)主管課に伝えるという事で、「時効」については文書管理規則で定められている。文書管理規則を見る限りはクリアしている。

委員長：主管課にご意見を伝える、「時効」については文書管理規則第 55 条の 2 項に規定されている、と回答。

委員長：連番 34「第 4 章計画の内容(6-2)」については、現在も実施しているのではないか。ヤングスタッフの活動などは委員会組織で行っている。回答としては。

→(事務局)回答としては、今後の活動の参考にさせてもらう。

委員長：作品展示などはやっているのか。

→(事務局)ギャラリーを利用して活用してもらっている。

館長：普段図書館に来ない人に来てもらい、利用者を増やす機会にもなるので、教養講座や作品展示を企画してもよいのではないかという事。

委員①：積極的に活用するようにやります、でよいのでは。

館長：子どもの作品やお花、書道に関心ある人が見に来て、ついでに図書館も寄ってもらうなど、現在やっている事をさらに広げて企画していくと、図書館に来なかった人も来るようになる。

委員長：市内の児童生徒の作品展示、学校との連携という形で回答。

委員長：連番 35「第 4 章計画の内容(6-3)図書館友の会のような組織」について。基本計画の中でも謳われている。

→(事務局)基本計画の中にあるので、ご指摘のように進めさせていただきます、と回答。

委員長：連番 36「第4章計画の内容(7-1)職員の育成」について。市の職員計画もあると思うが、図書館の要望も合わせて回答できればよい。

→(事務局) 要望するとともに、市全体の職員配置計画の中で、進めていく。

館長：図書館の職員構成でも中間層が欠けている。若い人を育てるという視点で人事担当部署とも話をしている。

副委員長：図書館に異動になり、自費で司書の資格を取る職員もいる。専門的な知見を持った職員の採用及び育成に心がけていく、という事でよいのでは。

館長：今までは、資格のある人を事務職の中で採用して図書館に配置していたが、司書という専門職で募集をした方が良い人材が集まるのではないかと、というご意見もある。

委員②：年間で新規採用職員というのは、どれ位か。

副委員長：年によっても違うが、今年の4月1日に入所する予定は30人位。

委員②：司書職として、独立して採用するというのは不可能なのか。

副委員長：資格を持っている事を考慮に入れた事務職員を雇うという形。職員のスキルアップで資格を取るなど、求められている職員像へ近づくようにするという事は必要だと思う。

副委員長：方向性としては司書及び司書に準ずるような専門的な知識を持った人の採用、育成に努めていく、という事。

委員③：司書の資格を取っても、職に就くのは難しい。

委員①：資格を取ったら取ったなりに成果が認められる、皆が協力する雰囲気はどうマネジメントしていくか。管理する人がしっかりしないとマンネリ化してしまう。

副委員長：専門的な知識も大事だと思っているので、今後も採用や育成していく。教育委員会にかける時に、どんなパブリックコメントが出たか、それに基づき教育委員会も市民が求めているから、そういう人も入れなくてはいけない、と繋がっていかないといけない。

委員長：図書館側の考え方を書いていただければよい。

委員長：連番 37「第4章計画の内容(7-2)実践女子大学だけでなく他大学との連携」について。

→(事務局) 中央大学は今年の4月1日から日野市民や八王子市民は館内で見られるようになる。帝京大学はお金を払いカードを作ると貸し出しも受けられる。首都大学もカードを作り、貸し出しを受けられる。市民が近隣の大学で図書館を使える機会があるので、図書館も市民に知らせていく必要がある。

委員長：具体的に回答に入ればPRにもなる。

館長：知らない市民が大勢いるので、周知していく事が大事。

委員②：実践女子大学の図書館を実際に利用した市民の数字はわかるのか。

→(事務局) データ集の53、54ページに出ている。大学図書館から借りるものは、図書館の中でしか閲覧できない。同じものがあれば、貸出ができる都立や多摩地区の図書館から優先して借りている。

委員①：実践女子大学の図書館の中だけでしか見られないのか。

→(事務局) 日野市立の希望の図書館。

館長：大学図書館の中でも、実践女子大学と実践女子短期大学の図書館だけは、借り受けて日野市の各図書館の中で閲覧できる。

副委員長：実践女子大の図書館は利用できるのか。

→(事務局) 簡易な紹介状があれば利用できる。

委員長：連番 38「(その他) 多摩平図書館を年中無休にしてほしい」というご意見について。

→(事務局) 市政図書室を除いた6つの図書館で、午後7時までの開館、祝日開館、月曜と重なる

祝日開館と開館時間をかなり拡張してきたので、将来的な検討課題としていきたい。

館長：多摩平図書館だけではなく、人員配置も含めて図書館全体で考えなければいけない。今後の検討課題としていきたい、と回答。

副委員長：費用対効果等を勘案しながら考えていく。

委員長：連番 39「(その他) 自動貸出機の導入」について。

委員③：自動貸出機とは。

→(事務局) バーコードの読み取りで始まったが、今は I C チップで一度に処理できる。業者は、使用可能期間は、十年を目標とっている。

委員①：導入している図書館では、貸出機にカードを入れ、本を入れれば借りられる。人員削減になるか分からない。人と接してサービスするのがいいのか、セキュリティ上も勝手に持って行かないように機械化をしていくのか。慣れていない人はカウンターへ来て下さい、慣れている人は機械でやって下さい、となっている。

委員②：前に住んでいたところで、新しい図書館でそのシステムを入れた。便利だと思うが、人員削減になっているかどうかは疑問。

→(事務局) 図書館は返ってきた本を本棚に戻さないといけないので、どうしても人手はいる。大規模な図書館なら貸出窓口は減らせる。

委員①：単純な作業はどんどん機械に変えていってもいいのでは。機械化については前向きに考えて、その成果をできるだけ本来の図書館の業務に活かした方が良いのではないかな。

委員長：自動貸出機は初期導入にすごく費用がかかる。1冊ずつ全部 I C タグを付けるのに、人件費がかかる。日野では 5,000 万円を超える人件費がかかるのでは。

→(事務局) 他の自治体の導入状況、運用や I C タグの堅牢性を見ながら進めていきたい。

委員④：人件費の削減とあるが、この方法をとったために雇っている人が減るという事か。職員の人の作業が生きがいのある方向になるならよいが、人件費が物的費用になっていくのはよくないのではないかな。

→(事務局) 自動貸出機を入れる事によって他の事ができるというメリットがあると思っている。

委員長：慎重に検討します。

委員長：連番 40「(その他) 中学校の教育・施設との連携」について。

→(事務局) 中学校の図書室やパソコン教室を図書館の方に集約したらと言っているように思う。

委員長：学校の図書室やパソコン教室は、教育の目的であるので、開放するのは難しいと思う。

→(事務局) 中学校の子どもが授業の中で図書館を利用するというのはいいが、学校で必要とするものを図書館に集約するというのはいかがかと思う。

委員⑤：学校図書館は法令で設置が義務づけられている。

委員④：学校の図書館と一般の図書館は役割と意味が違う。認識不足ではないか。

委員①：回答としては、学校図書館と公共図書館のそれぞれの役割を考慮して、協力できるものについては協力していきたい。

委員④：法令的にも規定されているという事をはっきりさせた方がよい。認識が改められるのでは。

委員③：学校側からもっと図書館へ行く機会を作るような、太いパイプを作る活動は考えられるか。

委員⑤：全小学校へ図書館の職員が図書館ガイダンスのために訪問している。学校の外に出るのは、時間の確保が難しいところはある。学校では各学級に図書室を利用できる時間を割り当てて、きちんと本を読むという読書活動の推進をしている。生活科の学区域探検で図書館へ行く学校もある。連携に取り組んでいる自治体の 1 つである。中学校は、朝読書など自分で読む活動になるので、図書館との連携はあまりない。

→（事務局）中学生の職業体験を図書館でも受け入れている。

委員長：第2次子ども読書活動推進計画に「地域との連携」、「学校と図書館との連携」などがあるので、それも合わせて実際にやっている事を書いていけばよい。

委員長：前回の委員会で検討した回答案の確認について。

委員①：正式に出るものをチェックして、ここはお任せするという形でどうか。

委員長：回答をご検討いただいたものを文章化してメールを送ってあるが、いかがか。私は一通り見て、十分大丈夫ではないかと判断した。

→（事務局）連番20の「障害」の表記については、まだ調整中で空白になっている。「障害」の表記を漢字にするのか、平仮名にするのか、まだ教育委員会での調整がついていない。

委員長：回答に基づいて計画案の文章が書き換えられている。

（変更点の説明）

委員長：データ集の「図書館のあゆみ」は、平成23年度まででよい。

副委員長：データ集はどこに収まるのか。

→（事務局）策定委員会設置要綱の前。

委員長：資料集は28ページあるが、よろしいか。グラフは白黒だと見づらい。

副委員長：ホームページに載るので、カラーで出した時に分からなくならないように。

→（事務局）全部白黒で作っているので、カラーには出来ない。

#### 4. 事務局より(連絡事項)

・第14回委員会は、3月15日（金）午後3:30～5:00 市役所 庁議室

#### 5. 閉会

以 上